

こども基本法 R5 (2023) 施行

(新) こども大綱 R5 (2023) 12月22日閣議決定 【こども基本法第9条】

少子化社会対策大綱



子供の貧困対策の推進に関する大綱



子供・若者育成支援推進大綱

(新) 県こども計画 R7 (2025) ~R11 (2029) 【こども基本法第10条】

現行 紀州っ子健やかプラン2020
R2 (2020) ~R6 (2024)

- ・次世代育成支援対策推進県行動計画 ★
【次世代育成支援対策推進法第9条】
- ・県子ども・子育て支援事業支援計画 ★
【子ども・子育て支援法第62条第1項】
- ・県母子父子寡婦自立促進計画
【母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条】
- ・県母子保健計画
【母子保健計画策定指針】

※県こども計画は、既存の各法令に基づく県計画★と一体のものとして策定できる。

県子供の貧困対策計画 ★ R4 (2022) ~R8 (2026)
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項】

県子供・若者計画 ★ R4 (2022) ~R8 (2026)
【子ども・若者育成支援推進法第9条】

県子ども虐待防止基本計画 R2 (2020) ~R6 (2024)
【和歌山県子どもを虐待から守る条例」第9条】

県社会的養育推進計画 (前期) R2 (2020) ~R6 (2024)
【新しい社会的養育ビジョン】



(新) 市町村こども計画 R7 (2025) ~R11 (2029) * 計画策定は努力義務

県こども計画 検討体制（1）

【現行】

県子ども・子育て会議

< 附属機関の設置等に関する条例 >

県子どもを虐待から守る
審議会

< 和歌山県子どもを虐待から守る条
例 >

県子供の貧困対策に関す
る有識者会議

< 任意 >

県青少年問題協議会

< 地方青少年問題協議会法、和歌山
県青少年問題協議会条例 >

< > は設置根拠

【改正】

県子育て支援部会

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第62条第1項の計
画及び子ども・子育て支援対策の推進に
ついての重要事項の調査審議に関する事
務

名称を「**こども施策審議会**」にし、事務
を「こども基本法第10条第1項に基づく
計画及びこども施策の推進についての重
要事項の調査審議に関すること」に変更
するとともに、子ども・子育て会議をこ
ども施策審議会の部会に改組し、名称を
「**子育て支援部会**」に変更（担当事務は
継続）。

各
会
議
の
代
表
等
を
委
員
に
任
命

県こども施策審議会

委員（子育て支援・少
子化）

委員（児童虐待）

委員（子供の貧困）

委員（子供・若者）

委員・専門委員（学識
経験者、教育関係者、
労働関係者等）

既存の会議は存続し、各会議において所管する事項について審議。

「こども施策審議会」の委員に任命した各会議の代表等（1～3名）が、県こども計画等を審議。

県こども計画 検討体制（2）

【現行】

会議名（設置根拠）	審議計画（根拠法）	計画期間
和歌山県子ども・子育て会議（附属機関の設置等に関する条例）	紀州っ子健やかプラン2020 ・次世代育成支援対策推進県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条） ・県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項） ・県母子父子寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） ・県母子保健計画（母子保健計画策定指針）※1	R2～R6
和歌山県子どもを虐待から守る審議会（和歌山県子どもを虐待から守る条例）	県子ども虐待防止基本計画 （和歌山県子どもを虐待から守る条例」第9条） 県社会的養育推進計画・前期 （新しい社会的養育ビジョン）	R2～R6 R2～R6
和歌山県子供の貧困対策に関する有識者会議（任意）	県子供の貧困対策計画 （子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項） ＊国大綱を勘案	R4～R8
和歌山県青少年問題協議会（地方青少年問題協議会法、和歌山県青少年問題協議会条例）	県子供・若者計画 （子ども・若者育成支援推進法第9条） ＊国大綱を勘案	R4～R8

【改正】

会議名（設置根拠）	所管する主な事項	委員	計画期間
こども施策審議会 （附属機関の設置等に関する条例）	県こども計画 （こども基本法第10条） ・各会議での審議結果を統括	10名以内 各会議の代表者（1～3名を各会議体で推薦）等で構成	R7～R11
子育て支援部会 （知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則）	・紀州っ子健やかプラン2020に位置づける計画 ・こどもの誕生前から幼児期まで ・子育て当事者支援 ・少子化対策	11名（人数の定めはなし）	—
和歌山県子どもを虐待から守る審議会 （和歌山県子どもを虐待から守る条例）	・県子ども虐待防止基本計画 ・県社会的養育推進計画	13名（15名以内）	—
和歌山県子供の貧困対策に関する有識者会議 （任意）	・子供の貧困	8名（人数の定めはなし）	—
和歌山県青少年問題協議会 （地方青少年問題協議会法、和歌山県青少年問題協議会条例）	・学童期・思春期 ・青年期	18名（20名以内）	—

※1：母子保健計画策定指針通知の廃止に伴い、次期計画から**成育医療等に関する計画**に変更（R5.3.31成育医療等基本方針に基づく計画策定指針）

こども施策審議会委員（案）

※R5.12条例改正、R6.4.1施行・委員委嘱予定。定員10名以内

委員		子育て支援部会から推薦
委員	公募委員	子育て支援部会
委員	公募委員	子育て支援部会
委員		和歌山県子どもを虐待から守る審議会から推薦
委員		和歌山県子供の貧困対策に関する有識者会議から推薦
委員		和歌山県青少年問題協議会から推薦
委員	学識経験者	各会議体からの推薦者と重複する場合は、委嘱しない。
委員	和歌山労働局	
委員	人権関係	
委員	民生委員・児童委員	
専門委員	経営者協会/青年会議所	
専門委員	小中高教育関係	

1. 意識調査

- ・ 結婚意識調査 R5
- ・ 子育て意識調査 R5
- ・ 子供の生活実態調査 R5
- ・ ひとり親家庭等実態調査 R5
- ・ 児童養護施設等アンケート R5

2. ヒアリング

- ・ 青少年団体、子育て当事者団体を対象に実施
- ・ 小中学校（生徒会）において児童、生徒を対象に実施

3. こども施策審議会委員

4. モニター

- ・ 小学生～20歳代の県民対象
- ・ 特定テーマに対し、県電子申請システムで意見聴取（3回程度、R6.7～11）
- ・ 抽選で100人に図書カード500円分を贈呈

5. パブリックコメント

- ・ 易しい版も作成し意見公募

計画公表についても易しい版を作成予定